

(仮称)障がい福祉推進計画 2027-2032 骨子案

資料2

令和8年6月23日時点

第1章 計画策定の趣旨・期間・策定体制など (p.1-2)

第2章 吹田市の障がい福祉の課題整理 (p.3-4)

第3章 基本理念・基本目標・施策分野 (p.5-6)

第4章 施策の展開 (p.7-10)

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備(成果目標・活動指標) (p.11-16)

第6章 計画の推進体制 (p.17)

参考資料 (p.18-45)



第1章 計画策定の趣旨・期間・策定体制

1 計画策定の趣旨

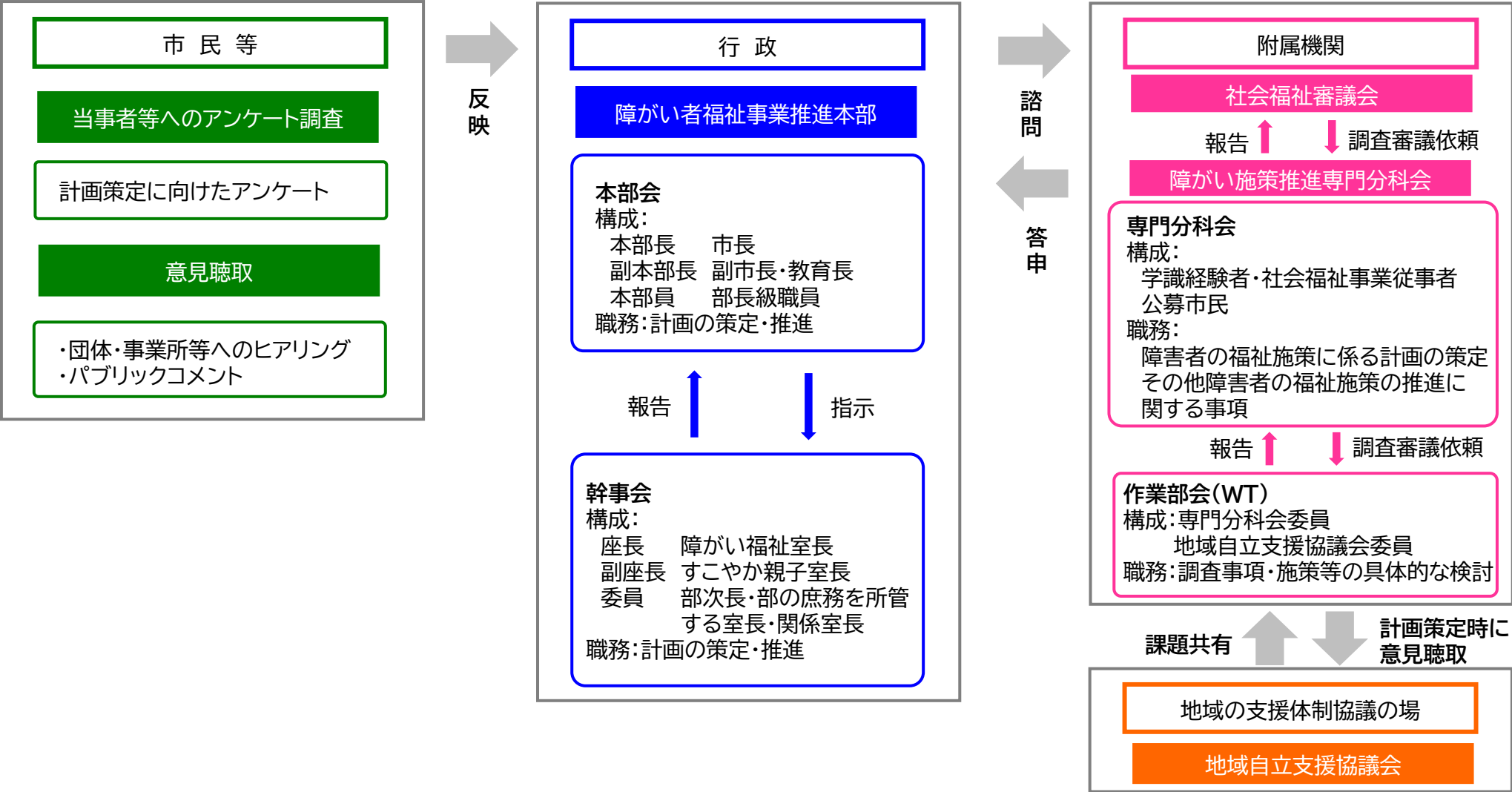
- ・「第5期吹田市障がい者計画」・・・障害者基本法第11条第3項に基づいて策定
- ・「第8期吹田市障がい福祉計画・第4期吹田市障がい児福祉計画」
・・・障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づいて策定
- ・障がい者計画の施策とその具体的な取組について総合的かつ効果的な推進を図るため、今回から「(仮称)障がい福祉推進計画」として一体的に策定
- ・この間の法制定・法改正や国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(第5章)などの趣旨も踏まえて、理念とそれに向けた施策、成果目標を整理
【法制定】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、高次脳機能障害者支援法、こども基本法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、読書バリアフリー法、手話施策推進法など
【法改正】就労選択支援の創設(障害者総合支援法)、事業所に対する合理的配慮の義務化(障害者差別解消法) 児童発達支援センターの中核的役割の明確化(児童福祉法)

2 計画の期間

- ・「第5期吹田市障がい者計画」
令和9年度(2027年度)から令和14年度(2032年度)までの6年間
- ・「第8期吹田市障がい福祉計画・第4期吹田市障がい児福祉計画」
令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3年間

第1章 計画策定の趣旨・期間・策定体制

- 3 策定体制
- ・当事者等へのアンケート調査や団体・事業者等へのヒアリング、パブリックコメントを実施
 - ・策定機関としては、障がい者施策推進専門分科会に諮問・答申を得て、市の障がい者福祉事業推進本部にて計画を決定



第2章 吹田市の障がい福祉の課題整理

1 障がい者を取り巻く状況

- ・障がい者手帳の所持者数は、近年、増加傾向にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳の所持者数が増加
- ・認定区分別では区分6(介護・支援を必要とする状態が重い)が最も多く、5年前に比べると12%増加
- ・障がい児通所サービス利用者数は年々増加。特に放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は5年前に比べそれぞれ60%以上増加。保育所等訪問支援の利用者も大幅に増加(9人→74人)。

2 障がい福祉の取組に関するアンケート結果

- ・親なきあとのくらしや、将来不安への対応
- ・相談支援体制の強化
- ・人材確保と支援の質の確保
- ・情報アクセシビリティの改善
- ・地域生活を支える居住基盤の整備

3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題

- ・複雑化、複合化した課題への対応
- ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた実態把握と保健・福祉の連携
- ・本人の意思や権利を守る権利擁護、意思決定支援の推進に関する取組の充実
- ・療育、教育、就労のきめ細かな連携
- ・環境整備にはハード面だけでなくソフト面も重要
- ・障がい者理解や合理的配慮、虐待防止の普及啓発

第2章 取り巻く現状と課題・統計データ 吹田市の障がい福祉の課題整理

4 次期計画の検討に必要と考える10のポイント

1 複雑化、複合化した課題への対応

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題

2 福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた実態把握

アンケート、R7第2回専門分科会グループワーク

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた実態把握と保健・福祉の連携

第4期障がい者計画・障がい者支援プランからの引き続きの課題

4 重度の障がいのある人のくらしの場の整備(ハード・サービス)

アンケート、R7第2回専門分科会グループワーク

5 環境整備にはハード面だけでなくソフト面も重要

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題、R7第2回専門分科会グループワーク

6 療育・教育・就労のきめ細かな連携

第4期障がい者計画からの引き続きの課題、R7第2回専門分科会グループワーク

7 本人の意思や権利を守る権利擁護、意思決定支援の推進に関する取組の充実

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題

8 コミュニケーション支援の充実

第4期障がい者計画の進捗状況から見えた新たな課題、R7第2回専門分科会グループワーク

9 障がい者理解や合理的配慮、虐待防止の普及啓発

第4期障がい者計画・障がい者支援プランからの引き続きの課題

10 障がい福祉サービスにかかる人材確保

アンケート、第4期障がい者計画・障がい者支援プランからの引き続きの課題、R7第2回専門分科会グループワーク

第3章 基本理念・基本目標・施策分野

現行計画の基本理念は引き継ぎます。

基本的方向性は全体に組み込み、次の6年間で進めていく基本目標を3つ定めます。

目標を達成するために必要な施策を、第4期者計画の10の施策分野を基本に、新たに10の施策分野に分けて進めていきます。

また、障がい種別ごとに進めていくべき施策を再整理します。

基本理念

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

基本目標

- 1 地域で安心して楽しく暮らすことができるよう、支援の仕組みと生活の場を整えます。
- 2 ライフステージに応じて、ひとつつながりで支えます。
- 3 権利が守られ、みんなが自分らしく生きることができるまちにします。

第3章 基本理念・基本目標・施策分野

施策分野

4期者計画		施策分野	主な施策・取組	該当する「10のポイント」
生活支援	1	相談支援	相談支援体制、ピアサポート、重層的支援	1・2・3・4
教育 / 療育	2	育ち・学び	切れ目のない療育ネットワーク構築、保育・教育・福祉の連携、インクルーシブ教育 教職員の専門性向上	1・6・7・9
(教育 / 療育) (生活支援)	3	子供から大人へのくらしのつながり	家族支援、医ケア児・者支援、移行期支援、移行期医療	1・4・5・6
生活支援 / 保健・医療 文化・スポーツ等	4	地域生活	在宅生活支援、日中活動の場、外出支援、地域移行支援及び実態把握、地域生活支 援拠点、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(保健・福祉の連携)、 触法障がい者への支援、社会参加、余暇支援	2・3・4
生活環境	5	住まい・生活環境	くらしの場の整備、居住支援、バリアフリー	4・5
雇用・就業	6	就労	一般就労への移行支援、就労定着支援、就労選択支援への対応、工賃向上、雇用促進、 優先調達	1・6・9
情報アクセシビリティ (生活支援)	7	意思疎通支援・権利擁護	手話言語等促進条例の推進、意思疎通支援者の派遣、情報提供の多様化 読書バリアフリー、意思決定支援、成年後見、虐待防止	5・7・8・9
安心・安全	8	防災・防犯	災害時要援護者支援、災害時の情報保障	5
(生活支援)	9	人材確保・育成・サービス質向上	人材の確保・定着、スキルアップのための研修、資格取得支援、魅力発信 大学等との連携、事業所のリスク管理支援、サービスの質の評価・向上	10
行政サービス等の配慮	10	障がい理解促進・差別解消	障がい理解の促進、合理的配慮の周知・啓発、交流機会の創出、事業者への啓発、 こころのバリアフリー	5・7・8・9

次期計画の検討に
必要と考える
10のポイント

- 1 複雑化、複合化した課題への対応

2 福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた実態把握

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた実態把握と保健・福祉の連携

4 重度の障がいのある人のくらしの場の整備(ハード・サービス)

5 環境整備にはハード面だけでなくソフト面も重要
- 6 療育・教育・就労のきめ細かな連携

7 本人の意思や権利を守る権利擁護、意思決定支援の推進に関する取組の充実

8 コミュニケーション支援の充実

9 障がい者理解や合理的配慮、虐待防止の普及啓発

10 障がい福祉サービスにかかる人材確保

施策分野1 相談支援

- (1)相談支援体制の充実と専門人材の育成 【相談支援体制】
 - (1-1)子育て支援センターを中心とした相談支援体制の充実
 - (1-2)基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実
- (2)関係機関とのネットワーク構築による包括的支援体制の整備 【ピアサポート、重層的支援体制】

施策分野2 育ち・学び

- (1)すべての子供の育ち・学びの機会の保障 【保健・医療・保育・教育・福祉の連携、インクルージョン推進】
- (2)児童発達支援センターを中心とした療育ネットワークの構築 【切れ目のない療育ネットワーク構築】

施策分野3 子供から大人へのくらしのつながり

- (1)ライフステージの移行期における切れ目のない支援体制の構築 【移行期支援、移行期医療】
- (2)障がい児・者の家族への包括的な支援の充実 【家族支援】
- (3)医療的ケアが必要な障がい児・者への支援の充実 【医ケア児・者支援】

第4章 施策の展開

※【 】内は、第3章 施策分野における「主な施策・取組」

施策分野4 地域生活

- (1) 地域移行・地域定着の推進と地域生活支援拠点の機能強化 【地域移行支援及び実態把握、地域生活支援拠点、触れ合い者支援】
- (2) 在宅生活を支える障がい福祉サービスの充実 【在宅生活支援、日中活動の場】
- (3) 移動支援の充実と社会参加の促進 【外出支援、社会参加、余暇支援】
- (4) 重度障がい者や強度行動障がいをする人への支援体制の強化
- (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(保健・福祉の連携)】

施策分野5 住まい・生活環境

- (1) 多様なくらしの場の確保 【くらしの場の整備、居住支援】
- (2) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの推進 【バリアフリー】

施策分野6 就労

- (1) 多様な就労機会の確保に向けた取組の推進
- (2) 就労支援体制の充実 【一般就労への移行支援、就労定着支援、就労選択支援への対応、雇用促進】
- (3) 福祉的就労の充実と工賃向上 【工賃向上、優先調達】

施策分野7 意思疎通支援・権利擁護

- (1) 分かりやすく伝わりやすい情報提供の推進 【情報提供の多様化、読書バリアフリー】
- (2) コミュニケーション手段の選択利用に向けた環境整備 【手話言語等促進条例の推進、意思疎通支援者の派遣】
- (3) 意思決定支援の理解促進と環境整備 【意思決定支援】
- (4) 成年後見制度の利用促進と体制強化 【成年後見】
- (5) 虐待の未然防止と早期発見に向けた取組の推進 【虐待防止】

施策分野8 防災・防犯

- (1) 障がい特性に応じた災害対策の推進 【災害時要援護者支援、災害時の情報保障】
- (2) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実の促進
- (3) 障がい特性に応じた防犯対策の普及啓発

施策分野9 人材確保・育成・サービス質向上

- (1)福祉の魅力発信と人材育成の推進 【魅力発信、大学などとの連携】
- (2)障がい福祉人材の確保と養成の推進 【人材の確保・養成、スキルアップのための研修、資格取得支援】
- (3)障がい福祉人材の定着支援の推進 【人材の定着】
- (4)サービスの質の向上に向けた取組の充実 【事業所のリスク管理支援、サービスの質の評価・向上】

施策分野10 障がい理解促進・差別解消

- (1)こころのバリアフリーの推進 【障がい理解の促進、こころのバリアフリー、交流機会の創出】
- (2)合理的配慮の提供の促進と差別解消の取組の推進 【合理的配慮の周知・啓発、事業者への啓発】

障がい種別ごとに進めていくべき施策を分野横断的に再整理

(身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい など)

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備(成果指標・活動指標)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（関連する施策分野 4 地域生活）

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1)地域移行者数	3人	11人	令和7年度末の施設入所者の6%以上
(2)施設入所者減少数	7人	3人	令和7年度末の施設入所者数の3.1%以上削減

活動指標
○ 利用者数・利用時間・日数(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援・療養介護・短期入所(福祉型、医療型)・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援
○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（関連する施策分野 4 地域生活）

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1)精神病床における1年以上長期入院患者数	213人	232人	府が算定した数値を下限に目標設定
(2)心のサポーター数	—	【新規】	府全体で37,191人以上

活動指標
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者の参加者数・目標設定及び活動状況の把握・評価
○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】
○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
○ 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)・短期入所【新規】の利用者数

3 福祉施設から一般就労への移行等（関連する施策分野 6 就労）

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1-1)一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用終了者	大阪府とりまとめ数値のため不明	就労移行:108人 就A:17人 就B:3人	就労移行支援事業:1.14倍以上 就労継続支援A型事業:1.52倍以上 就労継続支援B型事業:1.67倍以上
(1-2)一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	大阪府とりまとめ数値のため不明	6割以上	府の実情を踏まえ、6割以上

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

3 福祉施設から一般就労への移行等（関連する施策分野 6 就労）

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(2-1)就労定着支援事業の利用者数	大阪府数値のため不明	137人	令和6年度末実績の1.47倍以上
(2-2)就労定着率が7割以上となる事業所	大阪府数値のため不明	25%	就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上
(2-3)協議会(就労支援部会等)を活用した取組の推進	なし	なし	地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会を設置
(3-1)自立支援協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置	—	【新規】	1事業所以上設置
(3-2)就労選択支援事業の利用者数	—	【新規】	府全体で8,530人以上
(4)就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	大阪府数値のため不明	17,219円	就労継続支援B型事業所における令和7年度の達成状況(実績額)等を踏まえ設定

4 障がい児支援の提供体制の整備等（関連する施策分野 1 相談支援、2 育ち・学び、3 子供から大人へのくらしのつながり） (1)重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1)児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保	—	【新規】	各市町村または圏域において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保する
(2)インクルージョン推進のための協議の場の設置	—	【新規】	大阪府及び各市町村において設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	3か所	3か所	1か所以上 (大阪府が示す参考値を目安として設定)
(2)主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	6か所	6か所	1か所以上 (大阪府が示す参考値を目安として設定)

(3)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1)医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	設置済み	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
(2)医療的ケア児等に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置	福祉関係1名 医療関係2名	福祉関係1名 医療関係1名	医療的ケア児等に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置
(3)協議の場の開催数	2回／年	3回／年	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を推進するため、協議の場を活性化

(4)障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1)障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保	—	【新規】	各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保

活動指標

○ 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・訪問型児童発達支援・障害児相談支援の利用児童数、利用日数

○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

5 地域生活支援の充実（関連する施策分野 3 子供から大人へのくらしのつながり、4 地域生活）

(1)地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1-1)拠点コーディネーターを配置	0人	0人	地域生活支援拠点等に配置
(1-2)障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	—	—	地域生活支援拠点等の機能を担う担当者を配置
(1-3)運用状況の検証及び検討	1回/年	1回/年	年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討

活動指標

○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における昨日の充実に向けた支援の実情等を踏まえた検証及び検討の実施回数

(2)強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の整備

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(2-1)強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査	—	(新規)現行とは表現が違う	強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
(2-2)調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながらの支援の実施	—	(新規)現行とは表現が違う	調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながらの支援の実施

活動指標

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

6 相談支援体制の充実・強化等（関連する施策分野 1 相談支援）

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1)基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携体制の構築	目標値の該当なし(基幹相談支援センター及び市内6ブロックに障がい者相談支援センターを設置済み、地域自立支援協議会を設置済み)		基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携体制の構築
(2)基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保			基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
(3)協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保			個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保
(4)のぞまないセルフプランの件数	—	【新規】	ゼロにすることを基本とする

活動指標

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数・人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合・協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

7 障がい福祉人材の確保・定着、ケア充実のための生産性向上 （関連する施策分野 9 人材確保・育成・サービス質向上、2 障がい児支援・教育）

※成果目標及び活動指標は都道府県で新設項目あり。市町村単位ではなし。

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 (関連する施策分野9 人材確保・育成・サービス質向上)

項目	令和6年度実績	令和8年度目標	令和11年度までの目標値の考え方(国・府)
(1-1)報酬の審査体制の強化等の取組みの実施		目標値の設定なし (目標に沿った連携体制を実施)	不正請求の未然防止等の観点
(1-2)指導権限を有する者との協力連携			目標を設定すること
(1-3)適正な指導監査等の実施			目標を設定すること
(2)管内事業所の情報の公表率及び更新率		【新規】	100%

活動指標

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

第6章 計画の推進体制

1 実施体制

- ・福祉部と児童部が共同で取組を推進
- ・庁内関係所管や他の行政機関、吹田市地域自立支援協議会、障がい当事者、障がい福祉団体その他地域団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組む

2 進行政管理

- ・計画の円滑な推進を図るため、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会及び吹田市地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、意見交換や議論等を行う
- ・障がい当事者の実態を把握するとともに、計画の推進にあたり意見等の反映に努める
- ・PDCAサイクルにより、取組状況や実績をとりまとめ、計画の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討
- ・「第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備」は毎年度、その他については3年ごとに分析と評価を行う
- ・令和11年度(2027年度)には中間見直しを実施

参 考 資 料

第2章

- 1 障がい者を取り巻く状況 (p.19-27)
- 2 第2章 2 障がい福祉の取組に関するアンケート結果 (p.28-34)
- 3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題 (p.35-45)

1 障がい者手帳の所持者数(手帳別・精神通院医療利用者・人口総数に対する比率)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
人口総数 a	376,944人	378,781人	381,238人	382,336人	384,302人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	18,622人	18,731人	19,125人	19,307人	19,667人
身体障がい者手帳 b1	12,360人	12,292人	12,184人	12,043人	12,015人
療育手帳 b2	3,080人	3,175人	3,273人	3,372人	3,499人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	3,182人	3,292人	3,668人	3,892人	4,153人
精神通院医療利用者	6,919人	6,615人	6,996人	7,547人	8,150人
手帳所持者の比率 c=b/a	4.90%	4.90%	5.00%	5.05%	5.12%

- 各障がい者手帳の所持者数の合計は、令和6年度(2024年度)末時点で19,667人で、市の人口総数の5.12%
- 5年前に比べると5.6%増加
- 身体障がい者手帳の所持者数は減少傾向、療育手帳の所持者数は微増、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向

2 身体障がい者手帳の所持者数(主な障がいの部位別)

区 分	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	肢体不自由	音声・言語・そしゃく 機能障がい	内部障がい
令和2年度(2020年度)	12,360人	760人	871人	6,855人	145人	3,729人
令和3年度(2021年度)	12,292人	760人	865人	6,763人	145人	3,759人
令和4年度(2022年度)	12,184人	753人	874人	6,691人	130人	3,736人
令和5年度(2023年度)	12,043人	742人	856人	6,532人	127人	3,786人
令和6年度(2024年度)	12,015人	768人	845人	6,429人	131人	3,842人

- 令和6年度(2024年度)末時点で12,015人で、5年前に比べると約0.97倍で減少傾向
- 部位別では、肢体不自由、内部障がいの順に多い
- 年齢別では65歳以上が多い

3 知的障がい者・療育手帳の所持者数(判定別)

	総 数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
令和2年度(2020年度)	3,080人	1,419人	558人	1,103人
令和3年度(2021年度)	3,175人	1,442人	572人	1,161人
令和4年度(2022年度)	3,273人	1,464人	596人	1,213人
令和5年度(2023年度)	3,372人	1,479人	606人	1,287人
令和6年度(2024年度)	3,499人	1,512人	638人	1,349人

- 令和6年度(2024年度)末時点で3,499人で、5年前に比べると約1.13倍の増加
- 判定別ではA(重度)が43.2%で最も多い。A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)ともに増加傾向にある。
- 年齢別では18～64歳が多い

4 身体障がい者手帳・療育手帳の重複所持者数(判定別)

区 分	総数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
令和2年度(2020年度)	622人	518人	48人	56人
令和3年度(2021年度)	628人	523人	47人	58人
令和4年度(2022年度)	620人	524人	41人	55人
令和5年度(2023年度)	631人	529人	41人	61人
令和6年度(2024年度)	630人	536人	42人	52人

●近年は横ばい傾向

5 精神障がい者保健福祉手帳の所持者数(等級別)・通院医療費公費負担受給者数

	精神障がい者保健福祉手帳所持者数				通院医療費公費
	総 数	1級	2級	3級	負担受給者数
令和2年度(2020年度)	3,182人	259人	1,757人	1,166人	6,919人
令和3年度(2021年度)	3,292人	276人	1,771人	1,245人	6,615人
令和4年度(2022年度)	3,668人	272人	1,926人	1,470人	6,996人
令和5年度(2023年度)	3,892人	276人	2,025人	1,591人	7,547人
令和6年度(2024年度)	4,153人	253人	2,147人	1,753人	8,150人

- 令和6年度(2022年度)末時点で4,153人で、5年前に比べると約1.3倍の増加
- 等級別では2級が51.6%で最も多い。2級と3級は増加傾向にある。
- 通院医療費公費負担受給者数も増加傾向

6 指定難病患者・特定疾病り患者

	総 数	指定難病り患者	特定疾患り患者
令和2年度(2020年度)	998人	996人	2人
令和3年度(2021年度)	984人	982人	2人
令和4年度(2022年度)	1,045人	1,044人	1人
令和5年度(2023年度)	1,064人	1,063人	1人
令和6年度(2024年度)	1,065人	1,065人	0人

● 難病患者等給付金の対象は指定難病患者と特定疾病り患者であり、その受給者総数は令和6年度(2024年度)末時点で1,065人で、5年前に比べると約1.07倍の増加

7 障がい者支援区分認定者数(主たる障がい等別・区分別)

	総 数	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和2年度(2020年度)	2,247人	557人	1,093人	584人	13人	21人	301人	493人	465人	383人	584人
令和3年度(2021年度)	2,313人	543人	1,117人	642人	11人	23人	304人	503人	476人	391人	616人
令和4年度(2022年度)	2,379人	558人	1,112人	695人	14人	18人	317人	505人	504人	405人	630人
令和5年度(2023年度)	2,228人	499人	1,065人	651人	13人	9人	300人	464人	464人	381人	610人
令和6年度(2024年度)	2,334人	521人	1,083人	717人	13人	12人	318人	477人	492人	376人	659人

- 障がい者支援区分認定を受けた人は令和6年度(2024年度)末時点で2,334人で、5年前に比べると約4%増加
- 主たる障がい等別では、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、難病患者の順が多い
- 認定区分別では区分6(介護・支援を必要とする状態が重い)が最も多く、5年前に比べると12%増加

8 吹田市障がい児通所サービス利用者の推移

	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	利用者合計
令和2年度(2020年度)	517人	922人	2人	9人	1,450人
令和3年度(2021年度)	588人	1,014人	4人	19人	1,625人
令和4年度(2022年度)	639人	1,216人	2人	46人	1,903人
令和5年度(2023年度)	746人	1,359人	1人	71人	2,177人
令和6年度(2024年度)	834人	1,487人	1人	74人	2,396人

- 利用者数は年々増加。令和6年度(2024年度)末時点で利用者合計は2,396人で、5年前と比べて1.65倍の増加
- 特に、放課後等デイサービスの利用者は、令和6年度(2024年度)末時点で1,487人と、5年前と比べて1.62倍に増加しており、全体の利用者の伸びに大きく影響

9 吹田市内障がい福祉サービス事業所等

	訪問系	日中活動系	短期入所サービス	居住系	相談支援
令和2年度(2020年度)	100	66	7	28	34
令和3年度(2021年度)	105	67	9	29	33
令和4年度(2022年度)	119	73	9	30	34
令和5年度(2023年度)	123	72	11	32	31
令和6年度(2024年度)	122	75	10	33	33

各年度4月1日時点

●事業所数は年々増加傾向。相談支援は横ばい。

第2章 2 障がい福祉の取組に関するアンケート結果

1 目的

計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障がいのある方を対象に、生活や障がい福祉サービス利用の状況、福祉施策に対する考え等をうかがうことを目的として実施する。

2 実施方法

	アンケート名	対象	対象者内訳	設問数	回答数	ねらい
1	障がい者計画アンケート(障がい者・児)	2,000人	手帳所有者(身体、知的、精神) 1,626人 自立支援医療受給者 286人 難病患者 88人	36問	909件 (45.5%)	障がいのある方の生活の状況や、療育、就労、安心・安全等に関する幅広い福祉施策に対する考えを把握する。
2	障がい者支援プランアンケート (18歳以上) (障がい福祉計画)	2,000人	障がい福祉サービス利用者 1,740人 難病患者 90人 視覚・聴覚障がい者 170人	29問	955件 (47.8%)	障がい福祉サービスを利用する方の生活の状況や、サービスの利用状況、福祉施策に対する考えを把握する。
3	障がい者支援プランアンケート (18歳未満) (障がい児福祉計画)	400人	障がい児通所サービス利用者 又は障がい者手帳所有者(身体、知的、精神) 400人	38問	201件 (50.3%)	
4	事業所アンケート	294事業所 (200法人)	—	13問	111件	少数の障がい種別にかかる当事者の意見を把握するため、支援ニーズについて定性的に把握する。
5	団体アンケート	15団体	—	9問	7件	支援体制について、現状や今後の課題を定性的に把握するため、主な重点施策に関する考えを把握する。

第2章 2 障がい福祉の取組に関するアンケート結果

3 回答者の属性

障がい者計画アンケート（18歳未満含む）
対象者2,000人、回答者909人、回答率45.5%

種別	属性	回答者数 (人)	回答者に占める割合(%)
身体	身体障がい者手帳所持者0～39歳	129	14.1
身体	身体障がい者手帳所持者40～64歳	161	17.7
身体	身体障がい者手帳手帳所持者65歳以上	204	22.4
知的	療育手帳所持者	189	20.7
精神	精神障がい者保健福祉手帳所持者	199	21.8
精神	自立支援医療(精神通院)利用者(手帳非所持)	55	6.0
難病	地域保健課データ(手帳所持者との重複含む)	161	17.7

支援プランアンケート（18歳未満）
対象者400人、回答者201人、回答率 50.3%

種別	属性	回答者数(人)	回答者に占める割合(%)
身体	身体障がい者手帳所持	19	9.5
知的	療育手帳所持	58	28.9
精神	精神障がい者保健福祉手帳所持	21	10.4
	障がい者手帳非所持	112	55.7
	指定難病・小児慢性特定疾病と医師から診断された	19	9.5
	発達障がいと医師または検査で診断された	94	46.8

支援プランアンケート（18歳以上）
対象者2,000人、回答者955人、回答率 47.8%

種別	内訳	属性	回答者数 (人)	回答者に占める割合(%)
身体	視覚	身体障がい者手帳所持者	70	7.3
身体	聴覚・平衡機能	身体障がい者手帳所持者	42	4.3
身体	視覚・聴覚以外	障がい福祉サービス支給決定者	181	18.9
知的		障がい福祉サービス支給決定者	405	42.4
精神		障がい福祉サービス支給決定者	451	47.2
難病		地域保健課からデータ提供(手帳所持者など重複含む)	88	9.2

支援区分別では、回答者のうち397人(41.6%)が認定を受けている。
【認定を受けている人の内訳(回答者955人に対する割合)】
区分1が9人(1%)、区分2が50人(5.2%)、区分3が73人(7.6%)、
区分4が78人(8.2%)、区分5が71人(7.4%)、区分6が76人(8.0%)、
非該当・無回答が40人(4.2%)

※各アンケートの回答者の属性については、重複して障がいをもっている場合もあるため、各属性の合計数が回答者数を上回っています。

4 アンケート結果

	アンケート・調査	主な傾向・意見	
1	障がい者計画アンケート (障がい者・児)	・本人回答の割合が多い ・相談支援への期待と不安 ・外出・社会参加への課題	・将来への不安(親なき後を含む)が強い ・障がい特性にあった情報取得への課題 → 生活の質に関わる課題が中心
2	障がい者支援プランアンケート (18歳以上) (障がい福祉計画)	・現在のサービス利用継続希望が高い	・家族依存度が高い →サービス整備につなげていくポイント
3	障がい者支援プランアンケート (18歳未満) (障がい児福祉計画)	・障がい児通所サービスの量的拡大の要望が大きい ・わかりやすい情報発信・提供を望む声が多い ・学校、園の職員への専門性向上のニーズが高い	 →切れ目のない支援への期待
4	事業所アンケート	・人材確保が困難 ・医療的ケア・重度対応の難しさ	・職員定着の課題 ・多機関連携の負担増 →支援体制側の逼迫が明確
5	団体アンケート	・親なき後・将来不安 ・相談支援の専門性の差、情報格差	・住まい・生活継続への不安が大きい →人材確保、支援の質の維持への懸念

共通課題

- 親なき後・将来不安への対応
- 相談支援体制の強化
- 人材確保と支援の質
- 情報アクセシビリティの改善
- 地域生活を支える居住基盤の整備

さらに分析していきたい点

- 希望する暮らしについて、家族と同居→ひとり暮らし→グループホームの順の結果。
グループホームを希望する人のうち、3年以内の入居を希望する人は全体の約3割。
- 必要な支援として、緊急時対応、相談支援体制、経済的支援が上位。
障がい種別ごとのニーズ把握が必要。

4-1 障がい種別ごとの課題の傾向(障がい者計画アンケート(障がい者・児))

身体障がいの課題の特徴

- ① 外出・移動・バリアフリーに関する困りごとが他種別より高い
→ 交通機関、道路、施設の段差等への不便感が顕著
- ② 災害時の不安(電源・医療物品・避難困難)が高い
→ 医療機器使用者や車いす利用者の避難課題が明確
- ▶ ハード整備＋災害時の個別支援計画活用具体化

精神障がいの課題の特徴

- ① 就労に関する困難感が他種別より高い
→ 働きづらさ、配慮不足の課題
- ② 差別・理解不足に関する不安が高い
→ 見えない障がいゆえの社会的孤立
- ③ 経済的不安
- ▶ 就労環境の整備＋理解啓発の取組の強化

知的障がいの課題の特徴

- ① 将来の住まい(グループホーム)への関心が高い
→ 「親なき後」への不安が強い
一方、3年以内のグループホームへのニーズは低い。
- ② 日中活動・受入事業所の不足への課題意識が高い
→ 強度行動障がいに対応した事業所の不足が背景
- ▶ 住まいの量的整備＋重度に対応したサービスの質的強化

難病の課題の特徴

- ① 医療と福祉の連携ニーズが高い
→ 症状が変動した場合の柔軟な対応が必要
- ② 経済的不安・将来不安が相対的に高い
→ 長期療養と就労困難の影響
- ▶ 医療連携＋所得支援の横断的な施策の検討

4-2 障がい種別ごとの課題の傾向(障がい者支援プランアンケート(18歳以上)(障がい福祉計画))

身体障がいの課題の特徴

- ① 居宅介護・訪問系サービスの利用割合が高い
→ 在宅生活への支援ニーズが中心
 - ② 移動支援・外出支援への不満が一定数見られる
→ 量よりも“使い勝手”が課題
- ▶ 在宅生活への支援の安定化

精神障がいの課題の特徴

- ① 就労系サービスの利用割合が高い
→ 就労継続支援B型等が中心
 - ② 相談支援ニーズが高い
→ 症状の変動・不安定さへの伴走型の支援が必要
- ▶ 就労定着支援や相談体制の強化

知的障がいの課題の特徴

- ① 生活介護・グループホームの利用割合が高い
→ 地域生活型の支援が中心
 - ② ショートステイ・緊急対応ニーズが高い
→ 家族介護が多いことが背景にある
- ▶ 地域生活支援拠点の機能強化

難病の課題の特徴

- ① 医療系サービスとの併用が特徴的
→ 訪問看護等の利用割合が高め
 - ② サービス情報入手の困難感が見られる
- ▶ ワンストップの情報提供体制

4-3 障がい児支援に関する課題と傾向(障がい者支援プランアンケート(18歳未満)(障がい児福祉計画))

①障がい児通所サービスの量的要望が大きい

問「障がい児通所サービス等について、気になるところ」



【児童発達支援】

- ・利用したいサービスに空きがない(44.6%)
- ・利用したい日や時間に利用できない(40.0%)

【放課後等デイサービス】

- ・利用したいサービスに空きがない(45.0%)
- ・利用したい日や時間に利用できない(42.5%)

②わかりやすい情報発信・提供を望む声が多い

問「乳幼児期の健診や療育に関してどのようなことを望みますか」



- ・福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をしてほしい(32.8%)

問「市内の療育に関する相談について望むことがありますか」



- ・相談機関の情報を提供してほしい(37.8%)

問「お子さん(ご本人)が、将来成人した後の充実した暮らし方を実現するために、必要なことは何ですか」



- ・どんな支援が受けられるか情報が得られること(39.3%)

③学校、園の職員への専門性向上のニーズが高い

問「あなたは、障がいのある児童がこども園、保育所(園)、幼稚園へ通うためにどのようなことが必要だと思いますか」



- ・要配慮、発達支援保育を充実する(62.7%)
- ・保育士(教職員)の専門性を高める(62.2%)

問「あなたは、障がいのある人が校区の小・中学校へ通うためにどのようなことが必要だと思いますか」



- ・障がいの程度や特性に応じた指導や支援を充実する(69.2%)
- ・教職員の専門性を高める(58.2%)

4-4 事業者アンケート・団体ヒアリング 調査結果の概要(ポイント)

4.事業所アンケート

共通課題

- ・人材不足と制度の限界が、障がい児・者のよりよい生活の実現を阻んでいる

支援の質を高めるために必要な取組み

- ・支援者の生活と働く環境を守ること
- ・本人中心の支援と切れ目のない体制づくり
- ・地域・行政・関係機関が一体となった支え合いの仕組みづくり

5.団体アンケート

共通課題

- ・重度障がい者・医療的ケア児者の地域生活をどう支えるか
- ・親なき後を見据えた持続可能な生活基盤の整備
- ・相談・緊急対応のワンストップ体制の構築

今後の重要な政策課題

- ・医療と福祉を一体的に備えた地域拠点の整備
- ・グループホームの量的・質的拡充
- ・専門人材の確保と育成

第2章 3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題
3-1 日々の暮らしの基盤づくり

者計画 1 日々の暮らしの基盤づくり

施策分野	対応策	進捗状況
1)生活支援	① 障がい福祉制度・サービス等とつながる相談支援体制の構築 ② 切れ目のない、谷間のない障がい福祉サービス等の充実 ③ 障がい福祉現場を支える人材の育成・確保	①障がい者・児相談支援体制整備補助金の実施 ②ニーズに応じた関係機関との連携 ③資格取得支援補助金、大学連携、魅力発信の実施
2)保健・医療	① 障がい分野に精通した保健・医療の充実 ② 精神障がい者の地域生活を支える精神保健・医療の充実 ③ 健康管理、食生活の充実に図る取組の実施	①医療的ケア児等コーディネーターによる助言実施 ②精神障がいのある人の地域生活を支える取組の実施 ③施設に対する栄養管理のみ実施
3)情報アクセシビリティ	① 情報提供、意思疎通支援の充実等	①手話言語等促進条例の施行に伴う取組
4)行政サービス等の配慮	① 障害者差別解消法の推進 ② ユニバーサルデザインの普及	①障害者差別解消法に基づく職員対応や合理的配慮の提供 ②行政手続の利用しやすさ向上に向けた取組を実施

施策分野	引き継ぎの課題	新たな課題
1)生活支援	○親なきあとの生活の場、地域移行 ○相談支援の移行期の円滑な引継ぎ、谷間へのアプローチ ○相談支援体制、アウトリーチ等の体制構築、連携、役割分担の明確化 ○安定した福祉サービス提供のための人材確保	○複雑化・複合化した課題に対応するための重層的支援体制の整備 ○意思決定支援の推進 ○ピアサポートの充実
2)保健・医療	○精神障がい者の地域移行への取組 ○移行期医療への対応	—
3)情報アクセシビリティ	○目が見えない人、字が読めない人、内容を理解することが難しい人への情報提供のあり方	○手話への理解の促進及び普及
4)行政サービス等の配慮	○合理的配慮の周知啓発	○行政サービスに限らず、民間事業者も含めた合理的配慮の提供(事業者義務化)

第2章 3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題

3-1 日々の暮らしの基盤づくり

プラン 成果目標

<第7期障がい福祉計画>

項 目	総合評価	今後の主な方向性
<成果目標1> 福祉施設の入所者の地域生活への移行	C	○施設入所者の地域移行に向け意向把握と地域での環境整備推進 ○共同生活援助事業所整備方針に沿ったグループホームの整備促進
<成果目標2> 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	A	○地域自立支援協議会の専門部会を活用し、精神科病院長期入院患者の地域移行のための課題解決に向けた具体的検証の実施 ○地域での暮らしの場としてのグループホームの整備促進
<成果目標3> 地域生活支援の充実	B	○拠点施設の面的整備推進 ○強度行動障がいをもつ障がい者の受入れ促進のため、支援ニーズや実態を把握
<成果目標5> 相談支援体制の充実・強化等	B	○重層的支援体制整備事業も活用し、相談支援関係機関が連携し支援 ○地域自立支援協議会の役割を活かした、相談支援体制の構築や関係機関の連携の緊密化の推進
<成果目標6> 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	B	○報酬の審査体制強化のための体制整備 ○基幹相談支援センター等職員へ研修等の機会を設け、スキルアップに努める

<第3期障がい児福祉計画>

項 目	総合評価	今後の主な方向性
<成果目標> (2)相談支援体制の充実・強化	A	○障がい児支援として保護者支援を強化

プラン 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

<第7期障がい福祉計画>

項 目	総合評価	今後の主な方向性
ア 訪問系サービス	A	○複雑かつ困難な支援を実施できる人材及び支援体制の確保
イ 日中活動系サービス	B	○重度障がい者の日中活動の場の整備促進に向けた補助制度の検討 ○現行の補助制度の効果検証を行い、さらなる整備促進を検討
ウ 短期入所サービス	B	○重度障がい者の受入れや緊急時の受入れについて、地域生活拠点等の面的整備に併せ、必要な支援策及び促進策を検討
エ 居住系サービス	B	○共同生活援助事業所整備方針に基く、グループホームの整備促進 ○グループホーム入所者の実態やニーズ把握のうえ支援策の検討
オ 相談支援	B	○複雑かつ多様化する相談支援に対応できるよう、相談支援員の知識・技能の向上を図る ○障がい者の地域移行に向けたサービス利用の普及促進

第2章 3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題

3-1 日々の暮らしの基盤づくり

プラン 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

<第7期障がい福祉計画>

項 目	総合評価	今後の主な方向性
ア 理解促進研修、啓発事業、自発的活動支援事業	B	○障害者社会参加促進事業補助金について、イベント以外の事業にも利用促進 ○継続して幅広い分野の方々に対して啓発できるようなイベントを実施
イ 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業	B	○基幹相談支援センター及び地域の相談窓口である障がい者相談支援センターの業務拡充や体制の強化
ウ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	B	○成年後見制度の周知・啓発の強化 ○法人後見支援の在り方を検証し、実施に向け協議
エ 意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業、手話奉仕員養成研修事業	B	○手話を始めとした各種講座の充実、意思疎通支援の新たな担い手拡大につなげるため学習機会の提供 ○講習会参加後の活動の場となる手話サークル等の情報発信
オ 日常生活用具給付等事業	B	○当事者意見やニーズの把握、近隣市の動向等により、品目の設定や見直しを検討
キ 地域活動支援センター機能強化事業	C	○I型の2箇所目の開設に向け関係部局と連携強化 ○地域活動支援センターの業務評価を行い、利用者のニーズに合致した事業内容や利用者の自立を促進する取り組みへの工夫を促進
ク 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	C	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会を活用し地域移行に向け取り組む ○地域生活支援広域調整会議等事業の体系的な整理
ケ 日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援)	C	○訪問入浴サービスの継続的なサービス提供の確保 ○日中一時支援事業について、事業者の聞き取り調査を行い、実情を整理した後、必要な施策を検証

プラン 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

<第7期障がい福祉計画>

項 目	総合評価	今後の主な方向性
円滑(1)障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	B	○障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進に向けた、個々の取組の充実化 ○地域自立支援協議会差別解消専門部会の機能の活発化、全体会議や地域会議等との連携強化
円滑(2)障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	B	○手話や要約筆記等の講習会について引き続き充実化 ○障がい者が必要とする情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができる環境整備に努める ○「手話言語等促進条例」の施策推進方針に基づき、毎年、施策の進捗状況
円滑(3)障がい者に対する虐待の防止	A	○障がい者虐待防止研修の実施、正しい知識の普及啓発継続 ○地域と障がい者虐待防止の取組を推進するため、地域自立支援協議会の専門部会の設置検討
円滑(5)障がい福祉人材の確保、定着および養成	B	○事業所が抱えるリスク管理に関するニーズや困りごとを把握し、支援策を検討

第2章 3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題
3-2 社会参加に向けた自立の基盤づくり

者計画 2 社会参画に向けた自立の基盤づくり

施策分野	対応策	進捗状況
1)療育	① 0歳から18歳まで切れ目のない療育ネットワークの構築 ② 多様な障がい特性に応じた療育環境の充実	①巡回相談や発達相談等の実施、関係機関の連携 ②障がい特性に応じた療育支援の実施
2)教育	① インクルーシブ教育の推進 ② 特別支援教育の推進 ③ 教育と福祉施策等の連携	①インクルーシブ教育や特別支援教育の推進 ②関係機関の連携による支援体制づくり ③療育等関係機関連絡会、療育システム推進協議会の開催
3)文化芸術・スポーツ等	① 文化芸術活動、スポーツ等の振興 ② 余暇支援の充実	①障がいの有無に関わらず参加できるイベントの実施 ②移動支援、日中一時支援事業の実施
4)雇用・就業	① 障がい者就労の支援環境の整備 ② 就労における個別支援の充実 ③ 福祉的就労の底上げ	①チャレンジ雇用の実施 ②障がい者就労移行支援ネットワーク会議における支援力の向上 ③庁内における優先調達の実施

施策分野	引き続きの課題	新たな課題
1)療育	○療育と教育の切れ目のない支援のための連携 ○障がい児支援における関係機関の連携体制の明確化	○妊産婦、子育て世代、子供へ一体的に相談支援を行う体制の整備
2)教育	○療育と教育の切れ目のない支援のための連携(再掲) ○インクルーシブ教育の充実	○妊産婦、子育て世代、子供へ一体的に相談支援を行う体制の整備(再掲) ○サービスの量的充実に伴う、支援の質の担保や指導・連携体制強化
3)文化芸術・スポーツ等	○文化芸術活動、スポーツ等の振興、余暇活動の充実	○バリアフリー図書の普及と読書環境の整備
4)雇用・就業	○障がい者の雇用・就業における企業等への啓発、事業者における合理的配慮の提供の啓発	○就労選択支援による、多様な就労ニーズへの対応

プラン 成果目標

＜第7期障がい福祉計画＞

項 目	総合評価	今後の主な方向性
＜成果目標4＞ 福祉施設から一般就労への移行等	A	○障がい者就労支援ネットワーク会議の活動内容の充実 ○授産製品の販売や優先調達の拡大に向けた取組

＜第3期障がい児福祉計画＞

項 目	総合評価	今後の主な方向性
＜成果目標1＞ 障がい児支援の提供体制の整備等	C	○こども発達支援センターを中核とした、障がい児発達支援の重層的な支援体制の整備推進 ○インクルージョンの推進において、地域自立支援協議会の活用を検討しながら切れ目のない障がい児支援を実施
＜成果目標2＞ 相談支援体制の充実・強化	A	○障がい児支援として保護者支援を強化

第2章 3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題

3-2 社会参加に向けた自立の基盤づくり

プラン 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

＜第7期障がい福祉計画＞

項 目	総合評価	今後の主な方向性
ア 理解促進研修、啓発事業、自発的活動支援事業	B	○障害者社会参加促進事業補助金について、イベント以外の事業にも利用促進 ○継続して幅広い分野の方々に対して啓発できるようなイベントを実施
カ 移動支援事業	B	○ガイドヘルパーの養成及び確保のための取組継続
キ 地域活動支援センター機能強化事業	C	○I型の2箇所目の開設に向け関係部局と連携強化 ○地域活動支援センターの業務評価を行い、利用者のニーズに合致した事業内容や利用者の自立を促進する取り組みへの工夫を促進
ケ 日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援)	C	○訪問入浴サービスの継続的なサービス提供の確保 ○日中一時支援事業について、事業者の聞き取り調査を行い、実情を整理した後、必要な施策を検証
コ 社会参加支援	B	○障がい者を対象としたイベントの開催及び周知による機会の提供及び必要なサポートの実施 ○社会参加促進事業補助について、単発のイベント以外の事業にも利用を促進

＜第3期障がい児福祉計画＞

項 目	総合評価	今後の主な方向性
(1)障がい児通所支援等	A	○サービスの利用状況を考慮して、事業所及び児童の支援を実施
(2)地域生活支援事業	B	○事業所職員向けに家庭支援に資する研修を検討
(3)子ども・子育て支援等	A	○乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援体制の整備に関し、支援のあり方を検討

者計画 3 住みよい環境の基盤づくり

施策分野	対応策	進捗状況
1)生活環境	① 住宅の確保 ② グループホームの整備 ③ 公共交通機関、公共施設のバリアフリー化の推進	①居住支援協議会と連携した民間賃貸住宅への入居促進 ②吹田市グループホーム整備方針の策定 ③低床バスの導入、鉄道駅舎のバリアフリー化、バリアフリー吹田市民会議の開催
2)安心・安全	① 防災対策の推進 ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	①災害時要援護者登録制度の取組実施 ②けんりサポートすいたの設置、関係機関による連携

施策分野	引き続きの課題	新たな課題
1)生活環境	○障がい者が安心して生活できる住宅の確保 ○障がい者に配慮したまちづくりの推進	○希望する暮らしに対するニーズの多様化 ○心のバリアフリーの推進
2)安心・安全	○防災・防犯対策の推進 ○成年後見制度の利用促進 ○消費者被害からの保護等の対応	○災害時の情報取得、コミュニケーション支援 ○個別避難計画の作成

第2章 3 第4期障がい者計画・障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)の現状と課題

3-3 住みよい環境の基盤づくり

プラン 成果目標

＜第7期障がい福祉計画＞

項 目	総合評価	今後の主な方向性
＜成果目標1＞ 福祉施設の入所者の地域生活への移行	C	○施設入所者の地域移行に向け意向把握と地域での環境整備推進 ○共同生活援助事業所整備方針に沿ったグループホームの整備促進
＜成果目標2＞ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	A	○地域自立支援協議会の専門部会を活用し、精神科病院長期入院患者の地域移行のための課題解決に向けた具体的検証の実施 ○地域での暮らしの場としてのグループホームの整備促進

プラン 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

＜第7期障がい福祉計画＞

項 目	総合評価	今後の主な方向性
エ 居住系サービス	B	○共同生活援助事業所整備方針に基く、グループホームの整備促進 ○グループホーム入所者の実態やニーズ把握のうえ支援策の検討
地域生活支援事業 ウ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	B	○成年後見制度の周知・啓発の強化 ○法人後見支援の在り方を検証し、実施に向け協議

プラン 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

<第7期障がい福祉計画>

項 目	総合評価	今後の主な方向性
円滑(4)事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	B	○機会を捉えて、発災時のリスクへの対応策を定めるよう周知 ○事業所が抱えるリスク管理に関するニーズや困りごとを把握し、支援策を検討